

# 第 37 回全国健康福祉祭ぎふ大会

## 岩手県選手団派遣業務 仕様書

### 1 目的

別添「第 37 回全国健康福祉祭ぎふ大会派遣等計画」に基づき、当財団が標記大会に派遣する岩手県選手団（以下「選手団」という。）の交通機関、宿舎の手配等の必要な業務を行うことを目的とする。

### 2 委託業務名

第 37 回全国健康福祉祭ぎふ大会岩手県選手団派遣業務

### 3 委託期間

令和 7 年 月 日（契約日）から令和 7 年 12 月 26 日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) 交通手段の手配等

① 派遣等計画に掲げる選手のうち 183 人の開催地との移動に係る次のア～ウの交通手段の申込受付及び手配

ア 10 月 17 日（金）出発の選手（全選手が対象）の盛岡駅から岐阜羽島駅までの新幹線の乗車券・特急券の手配

イ 10 月 20 日（月）帰県の選手（対象人数 27 人）の岐阜羽島駅から盛岡駅までの新幹線の乗車券・特急券の手配

ウ 10 月 21 日（火）に帰県する選手（対象人数 156 人）の岐阜羽島駅から盛岡駅までの新幹線の乗車券・特急券の手配

② 役員・事務局（8 人）の開催地との移動に係る次のア～ウの交通手段の手配

ア 10 月 17 日（金）出発の役員・事務局（5 人）、19 日（日）出発の役員・事務局（1 人）の盛岡駅から岐阜羽島駅までの新幹線の乗車券・特急券の手配

イ 10 月 18 日（土）出発の役員・事務局（2 人）の盛岡駅から下記(2)②で手配する宿泊施設の最寄り駅までの新幹線等の乗車券・特急券の手配

ウ 10 月 18 日（土）帰県の役員・事務局（1 人）、20 日（月）帰県の役員・事務局（3 人）、22 日（水）帰県の役員・事務局（2 人）の岐阜羽島駅から盛岡駅までの新幹線の乗車券・特急券の手配

エ 10 月 21 日（火）帰県の役員・事務局（2 人）の下記(2)②で手配する宿泊施設の最寄り駅から盛岡駅までの新幹線の乗車券・特急券の手配

#### (2) 宿泊手配

① 役員・事務局の 10 月 18 日（土）から 21 日（火）までの岐阜市内（岐阜駅周辺）又は近隣地域の宿泊施設の手配

ア 10 月 18 日（土）、19 日（日）2 泊の宿泊：シングル 3 部屋

イ 10 月 19 日（日）から 21 日（火）まで 3 泊の宿泊：シングル 1 部屋

ウ 10 月 18 日（土）から 21 日（火）まで 4 泊の宿泊：シングル 1 部屋

※上記ア～ウは、原則として同じ宿泊施設とするが、複数の宿泊施設となる場合は、徒歩で移動可能な範囲内の宿泊施設を手配すること。

- ② 役員・事務局の10月18日(土)から20日(月)までの高山市内(高山駅周辺)又は近隣地域の宿泊施設の手配

ア 10月18日(土)から20日(月)まで3泊の宿泊:シングル2部屋

- (3) 旅行傷害保険の手配

選手183人、役員・事務局8人の10月17日(金)自宅出発から10月18日(土)、20日(月)21日(火)、又は10月22日(水)自宅到着までの間の旅行傷害保険への加入手続き(死亡・後遺障害補償:750万円、入院日額:5,000円、通院日額:3,000円相当以上)

- (4) 添乗員等の手配

① 10月17日(金)出発及び10月21日(火)帰県の手配を希望した選手に同行し、旅行業務の全般的処理に係る添乗員1人以上の派遣

② 10月17日(金)盛岡駅を出発する指定列車に、岩手県内各新幹線駅から乗車する選手の受付及び乗車までの案内員の配置(各駅1人以上)

- (5) 選手団の派遣に係る費用の支払い・徴収事務

① 選手団の派遣に係る交通機関及び旅行傷害保険費用の支払い業務

② 大会期間中の宿泊代・弁当代・選手団バス乗車証代等ねりんピック開催県(宿泊・輸送センター手配)への支払い業務

③ ユニフォーム調達業者へのユニフォーム代金の支払い業務

④ 前記①～③に係る費用のうち、「5 負担区分」に定める割合に応じた選手の自己負担金の徴収業務

⑤ 前記①～④について、選手の事情等により変更や取消があった場合の精算業務

- (6) その他

派遣する競技団体及び選手登録された個人の意向により、上記の人数は増減する場合がある。

なお、派遣等計画に掲げる補助対象人数を超えて参加する競技については、同計画を超える者に係る財団からの補助は行わず、当該参加者が費用の全額を負担する。

## 5 負担区分

別表「派遣経費の負担区分」のとおり。

## 6 その他

(1) 選手団の開催地との往復移動は、原則として現地集合、現地解散としているが、選手が、事務局が委託する業者を通じて手配を希望する場合の対応として、上記4(1)①のア～ウに記載する交通手段の確保等を行うものであり、選手の状況によっては往復ともにキャンセル、変更又は追加手配等が必要になる場合がある。

(2) 10月17日(金)の到着地及び10月20日(月)、21日(火)の出発地は岐阜市内を予定しているが、宿泊施設の決定状況等によっては他の地域になる場合がある。

(3) この仕様書に定めのない事項及び業務履行中においてやむを得ない事由等により発生する仕様の変更については、委託者と受託者が協議して決定するものとし、必要に応じて変更契約の手続きを行う。